

令和4年 第1回臨時会

# 高山村議会会議録

令和4年1月11日 開会

令和4年1月11日 閉会

高山村議会

## 令和4年第1回高山村議会臨時会会議録目次

### 第 1 号 (1月11日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
○事務局職員出席者	2
○開会の宣告	3
○村長挨拶	3
○開議の宣告	4
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	4
○承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	5
○議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	8
○閉会の宣告	10
○署名議員	11

## 令和4年第1回高山村議会臨時会

### 議事日程(第1号)

令和4年1月11日(火)午後1時30分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて(令和3年度高山村一般会計補正予算(第9号))

日程第 4 議案第1号 令和3年度高山村一般会計補正予算(第10号)

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

### 出席議員(10名)

1番	後藤明宏君	2番	佐藤晴夫君
3番	林和一君	4番	後藤肇君
5番	野上富士夫君	6番	山口英司君
7番	平形眞喜夫君	8番	奈良哲男君
9番	小林進君	10番	林昌枝君

### 欠席議員(なし)

---

### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	後藤幸三君	副村長	平形郁雄君
教育長	山口廣君	総務課長	割田眞君
会計管理者兼 税務会計課長	星野茂樹君	住民課長	飯塚欣也君
保健みらい 課長	割田信一君	農林課長	平形英俊君
建設課長	飯塚優一郎君	地域振興課長	林隆文君
教育課長	金井等君		

---

事務局職員出席者

議会事務局長 後藤 好 書 記 林 大 生

開会 午後 1時30分

◎開会の宣告

○議長（林 昌枝君） 公私ともに大変お忙しいところ、誠にご苦労さまです。

ただいまから、令和4年第1回高山村議会臨時会を開会します。

---

◎村長挨拶

○議長（林 昌枝君） 最初に、村長より議会招集の挨拶をお願いします。

村長。

○村長（後藤幸三君） 新しい年を迎えて最初の議会開催でございますので、改めて新年のご挨拶を申し上げます。

議員皆様には、希望に満ちた輝かしい新年をお迎えになられたことと存じます。心よりお喜び申し上げます。本年も引き続き、村政発展と円滑なる行政運営に格別なるご高配を賜りますようお願い申し上げます。

本日は、急を要する案件をご審議いただくため、令和4年第1回高山村議会臨時会を招集いたしましたところ、公私ともに何かとご多用の中、全員の出席をいただきましてここに開催できますこと、心から感謝申し上げます。

本日提案いたします議案は、新たな国の追加経済対策「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」に関連した専決処分の承認が1件、補正予算が1件でございます。両案件につきまして、それぞれ説明させていただきますので、慎重審議の上、ご承認、可決くださいますようお願い申し上げます。

この年末年始にかけましては寒波が襲来するとのことで、降雪を心配いたしましたが、幸い高山においては大した降雪もなく、穏やかに過ごすことができたと思います。

一方、減少傾向だった新型コロナウイルス感染症の感染者がオミクロン株の感染拡大により急増しており、第6波の襲来とも言われております。コロナ禍を契機として経済活動や村の行事等も新たな形へと変化しており、村民皆様の働き方、暮らし方、これからの行政の在り方や進め方も変革期を迎えております。村といたしましても、これを機に新たな価値観を

見いだすとともに、村の将来像である「笑顔で輝く高山村」の実現に向け、邁進して行きたいと考えております。

これから寒さがますます厳しくなっております。議員各位も、くれぐれも健康にご留意いただき、本村発展のためにご活躍されますことをご祈念申し上げて、臨時議会の招集に当たっての挨拶といたします。

---

#### ◎開議の宣告

○議長（林 昌枝君） 本日の会議を開きます。

直ちに日程に入ります。

---

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長（林 昌枝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、6番、山口英司議員及び7番、平形眞喜夫議員を指名します。

---

#### ◎会期の決定

○議長（林 昌枝君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日1日限りと決定しました。

---

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（林 昌枝君） 日程第3、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度高山村一般会計補正予算（第9号））を議題とします。

本件について説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 承認第1号。

本案につきましては、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」のうち、子育て世帯への臨時特別給付金の先行給付分を、昨年、第4回高山村議会定例会に補正予算を提出し、可決いただいたところですが、その後、国が10万円の一括現金給付を容認いたしました。

高山村でも先行分と追加給付分合わせて10万円を12月中に現金給付するため、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、12月15日付で専決処分により補正を行ったものでございます。

なお、補正額につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,251万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億4,723万5,000円とするものでございます。

補正の内容でございますが、まず補正予算書9ページをご覧ください。

本補正の財源となる国庫支出金となります。

次に、10ページをご覧ください。

3款民生費、2項2目児童措置費において、役務費として通知書送料、扶助費として450人分の追加給付金を増額させていただいたものとなります。なお、公務員以外の家庭で中学生以下の対象となる児童分については、12月24日に支給が完了しております。

慎重審議の上、原案のとおりご承認くださるようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（林 昌枝君） これから質疑を行います。

3番、林議員。

○3番（林 和一君） 本案は、まさに専決処分をせざるを得ない案件であったものと判断をいたしますけれども、私は、令和3年12月7日開催の令和3年第4回定例会に上程された同事業の先行給付分に関する議案において、時の流れに沿って10万円全額を現金給付するという考えについて質問を行いました。

当時、各方面の説明では、半分は子育て支援で半分は経済対策とするというような内容を  
含むものだったと思っておりますが、いずれにしてもその主眼は子育て支援策というものであ  
ったと思います。結果として、国においてもおとがめなしで現金一括給付を認め、この流れ  
が主流となりました。高山村におきましても、10万円一括現金給付とする判断に至ったこと  
はよかったのかなというふうに考えております。

その際に私として重要な質問項目を落としてしまいまして、後刻反省をした点がございま  
す。その内容というのは、子育て支援であるという給付に対して不均衡な所得制限が設けら  
れたということでございます。

モデルケースでは、年収が960万円を超えると給付されないというものでございました。  
これは世帯ではなく、児童を養育している者の収入ということでありました。世帯収入とし  
て960万円を大きく超える世帯であっても給付対象となる中で、相当数の自治体判断におい  
て少し違和感を感じた、こう思ったのは当然であると思っております。

そこで、村内の対象外となってしまう世帯の環境や諸情勢を考慮したとき、高山村におい  
ては所得制限を撤廃して、子育て条件が同様な状態にある場合、給付対象としていく考えは  
ないか、お伺いいたします。

○議長（林 昌枝君） みらい課長。

○保健みらい課長（割田信一君） 林議員のご質問にお答えさせていただきます。

本事業は、令和3年11月19日に閣議決定され、緊急的に実施されている事業でございま  
す。その中で、当初国が打ち出した主な事業内容は、児童を養育している者の年収が960万  
以上の世帯、これは扶養者の人数などにより変わりますが、いわゆる児童手当の特例給付相  
当の世帯となります。これを除き、ゼロ歳から高校3年生までの子供たちに1人当たり10万  
円相当の給付を行う。具体的には、子供1人当たり5万円の現金と、子育てに係るサービス  
や商品に利用できる5万円相当のクーポン券を基本とした給付を行うというものでございま  
した。

その後、全国の自治体からクーポン券の支給をやめて現金一括給付を望む声が相次ぎ、よ  
うやく国が現金一括給付を容認したのが12月14日でした。これを受け、本村でも現金一括  
給付の方針を固め、さらに、村で通常児童手当を支給している方には年内に支給するため、  
今回、補正予算を専決処分させていただきました。

また、このクーポン券の問題に加え、当初から疑問視されていた問題が、林議員のご質問  
にある「児童を養育している者の年収が960万以上の世帯への給付を除く」というものです。

これは養育している方のみの年収で判断することとなり、世帯全体の年収で考えれば、その世帯よりも収入が多い世帯への給付をすることもあり、不公平感がある制度ではないかとの指摘も全国的に多くありましたが、本村としては、国の示した内容に沿って事業を実施するものとしていました。

しかし、国は、12月28日付のQ&Aで、養育者の年収が960万以上である世帯への支援に地方創生臨時交付金を活用することについて、「各自治体の判断で地方創生臨時交付金を活用することは可能」といたしました。これを受け、本村では、財源が確保できるのであればこの世帯についても支給したいと考えています。

なお、対象につきましては3世帯で、児童の数は6人となります。また、予算につきましては、今回専決処分した予算には含まれていないため、3月定例会で補正予算をお願いし、年度内の支給を考えているということでございます。

以上です。

○議長（林 昌枝君） 3番、林議員。

○3番（林 和一君） ただいまの答弁において、高山村においては制度を有効活用して、所得制限なしでの方策にしていきたいということで理解をしております。給付金は、家庭事情がどのような条件であっても何らかの形で子育てに使われるものというふうに思いますし、具体化に少し時間差は生じるということもありますけれども、今回の判断は、今言われる中ではよかったのかなというふうに思っております。

子育ての支援事業に関しまして、国、地方自治体を含めまして、また、現場で実際の事務処理に当たられる関係職員の負担も考えると、多くの問題点があったのかなというふうにも思いますけれども、それはそれといたしまして、実のある施策となってほしいことを申し上げて、質問を終わります。

○議長（林 昌枝君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度高山村一般会計補正予算（第9号））を採決します。

本件は承認することに賛成の方は挙手願います。

[挙手多数]

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、承認第1号は承認することに決定しました。

---

#### ◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（林 昌枝君） 日程第4、議案第1号 令和3年度高山村一般会計補正予算（第10号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 議案第1号 令和3年度高山村一般会計補正予算（第10号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,382万円を増額し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ32億105万5,000円とするものでございます。

内容でございますが、国の経済対策「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」のうち、住民非課税世帯などに対して支給される住民非課税世帯等に対する臨時特別給付金の給付を早期に行いたいため、社会福祉総務費において5,200万円の増額をお願いするものでございます。なお、財源は、全額国庫補助金となります。

次に、教育費について、国庫補助となる感染症対策等の学校保健特別対策事業を受け、小学校費及び中学校費感染症対策に係る備品の購入費として182万円の増額補正をお願いするものでございます。この補助事業は2分の1の補助となるため、残る財源については、財政調整基金からの繰入金で充てさせていただきます。

補正についての詳細な内容は、総務課長より説明いたします。慎重審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（林 昌枝君） 総務課長。

○総務課長（割田 眞君） お世話になります。

私のほうから、議案第1号 令和3年度高山村一般会計補正予算（第10号）について補足説明をさせていただきます。

まず、補正予算書7ページをご覧くださいと思います。

本補正の歳入となります。

15款2項3目民生費補助金では、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を10割補助として受入れを、10目教育費補助金では、学校保健特別対策事業費の2分の1の補助金として受入れを行うものでございます。

次に、19款2項1目財政調整基金繰入金では、学校保健特別対策事業の2分の1の分について一般財源を充てるものでございます。

なお、この一般財源分については、国の令和3年度補正予算が成立したことに伴い、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が拡充され、追加交付されることとなりました。この交付金を補助裏として充てる予定でございますが、予算確保ができた際に一般財源分を財源変更させていただきたいと考えております。

次に、8ページをご覧ください。

歳出となります。

まず、3款民生費、1項1目社会福祉総務費において、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業を追加するものでございます。

この給付金は、令和3年度において住民税が非課税の世帯及び新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年度以降の収入が住民税非課税に相当する水準以下となった世帯を家計急変世帯といいます。それが対象となります。予算のほうでは、住民税非課税世帯は410世帯、家計急変世帯を100世帯と見込ませていただきました。

支給時期につきましては、住民税非課税世帯につきましては、本補正予算を可決いただいた後、該当世帯に対しまして直ちに通知の発送を行い、確認書が返送された世帯から随時給付金のほうの振込をしたいと考えてございます。また、家計急変世帯につきましては、今後周知期間が必要となりますので、周知を行い、随時相談に応じたいと考えてございます。

この確認書及び申請書の提出期限は9月30日までと設定されており、給付金の支給の決定は12月31日までに終了させることとなっております。

補正の内容でございますが、この給付事業に係る経費を計上させていただきました。この中で、事務補助謝礼につきましては、おもてなし専門学校の生徒の大部分が該当となります。このため、制度の説明や資料の徴収等、職員に手伝っていただかないとスムーズに事務が進まないことを考えまして、謝礼として計上させていただきました。

また、仮設事務所につきましては、住民の方が相談に来た際に対応する場所として、庁舎

前に設置したいと考えまして計上させていただいたものでございます。

次に、10款教育費になりますが、小学校費では、保健室に置くベッドなど感染症対策の備品の購入費として91万円を、中学校費では、感染症対策として、実験用の備品の購入費及び感染症対策用備品購入費として91万円の増額をお願いするものでございます。

以上で補足の説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（林 昌枝君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから議案第1号 令和3年度高山村一般会計補正予算（第10号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（林 昌枝君） これで本臨時会に付議された案件は全て終了しました。慎重審議、大変ご苦労さまでした。

以上をもちまして、令和4年第1回高山村議会臨時会を閉会します。

閉会 午後 1時52分